

公立大学法人静岡文化芸術大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員
 - 第1節 役員（第8条—第12条）
 - 第2節 役員会（第13条—第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条—第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条—第24条）
- 第4章 業務及び執行（第25条・第26条）
- 第5章 資本金等（第27条・第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会、他の大学、研究機関その他関係機関との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案し、かつ、発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること並びに社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡県浜松市に置く。

（設置する大学）

第5条 法人は、第1条の目的を達成するため、静岡文化芸術大学（以下「文化芸術大学」という。）を静岡県浜松市に設置する。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、静岡県公報に登載して行う。

第2章 役員

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 4人以内
- (3) 監事 2人

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他静岡県の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、文化芸術大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、次条に規定する理事長を選考するために法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 監事は、知事が任命する。

(理事長選考会議)

第11条 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員（第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者及び理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 4 理事長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（役員任期）

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第10条第5項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

（設置及び構成）

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 文化芸術大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事及び職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命するもの

3 前項第3号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 文化芸術大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事及び職員
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち、学長が定める者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、学長が指名するもの

3 前項第5号に掲げる委員は、2人以上とする。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、別表に掲げる静岡県が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として静岡県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第28条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は静岡県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命の特例等)
- 2 文化芸術大学の設置後最初に行われる学長の任命については、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、知事の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 文化芸術大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、第12条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。
(理事長の任命の特例等)
- 2 変更後の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更後の定款」という。）第10条第1項の規定による最初の理事長（以下「最初の理事長」という。）を選考するため、選考会議を置く。
- 3 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 変更前の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更前の定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会の委員（変更前の定款第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 5 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。
- 8 変更後の定款第10条第1項の規定による最初の理事長の任命に係る法人の申出については、令和4年4月1日前においても、選考会議を変更後の定款第10条第3項の理事長選考会議とみなして、同項の規定の例により行うことができるものとする。
- 9 前項の規定により任命される理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の規定により理事長選考会議とみなされる選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。

(施行期日)

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。

別表（第27条関係）

静岡県が出資する資産の表

1 土地

| | 所在地番 | 地積 (平方メートル) |
|---|------------------|----------------|
| 1 | 浜松市中央区中央二丁目101番1 | 28,256.22 |
| 2 | 浜松市中央区田町223番5 | 258.48 |
| 3 | 浜松市中央区田町223番16 | 127.83 |
| 4 | 浜松市中央区田町223番17 | 27.30 |
| 5 | 浜松市中央区田町223番19 | 101.15 |
| 6 | 浜松市中央区田町223番20 | 96.31 |
| 7 | 浜松市中央区田町223番23 | 99.41 |
| 8 | 浜松市中央区田町223番42 | 75.18 |
| 9 | 浜松市中央区田町223番44 | 99.18 |

備考 この表2から9までの項の土地に係る出資の対象は、それぞれ1,000,000分の263,610の共有持分である。

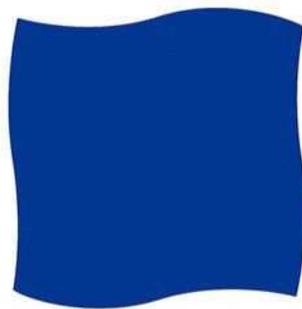
2 建物

| | 名称 | 所在 | 床面積 (平方メートル) |
|---|------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 校舎（北棟及び西棟） | 浜松市中央区中央二丁目1番1号 | 30,362.54 |
| 2 | 校舎（東棟） | 浜松市中央区中央二丁目1番1号 | 1,932.80 |
| 3 | 校舎（南棟） | 浜松市中央区中央二丁目1番1号 | 12,828.81 |
| 4 | 教職員住宅 | 浜松市中央区田町223番地21 | 2,027.66 |

備考 この表4の項の教職員住宅に係る出資の対象は、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を対象とする区分所有権（同条第1項に規定する区分所有権をいう。）である。

令和6年度

公立大学法人静岡文化芸術大学
事業報告書



自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

目次

| | |
|--------------------------|----|
| I はじめに | 1 |
| II 法人に関する基礎的な情報 | |
| 1. 目標 | 1 |
| 2. 業務内容 | 1 |
| 3. 沿革 | 1 |
| 4. 設立に係る根拠法 | 1 |
| 5. 設置団体 | 1 |
| 6. 組織図その他公立大学法人の概要 | 2 |
| 7. 事務所の所在地 | 3 |
| 8. 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む） | 3 |
| 9. 在学する学生の数 | 3 |
| 10. 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 | 3 |
| 11. 会計監査人の氏名又は名称及び報酬 | 4 |
| 12. 常勤職員の数等 | 4 |
| 13. 非常勤職員の数 | 4 |
| III 財務諸表の要約 | |
| 1. 貸借対照表 | 5 |
| 2. 損益計算書 | 6 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 7 |
| IV 財務情報 | |
| 1. 財務諸表に記載された事項の概要 | 8 |
| 2. 重要な施設等の整備等の状況 | 10 |
| 3. 予算及び決算の概要 | 11 |
| V 事業に関する説明 | |
| 1. 財源の内訳 | 12 |
| 2. 財務情報及び業務の実績に基づく説明 | 12 |
| VI その他事業に関する事項 | |
| 1. 予算、収支計画及び資金計画 | 16 |
| 2. 短期借入れの概要 | 16 |
| 3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細 | 16 |

I はじめに

公立大学法人化後 15 年目となる令和 6 年度は、第 3 期中期計画の 3 年目であり、第 2 期中期計画期間の実績を踏まえ、教育内容の充実、学生募集の強化、留学生を含めた学生支援の強化、地域貢献、グローバル化の推進、業務運営の効率化など、計画達成に向け、教職員一丸となって取り組んだ。

II 法人に関する基礎的な情報

1 目標

公立大学法人静岡文化芸術大学は、次に掲げることを目指す静岡文化芸術大学を設置し、及び管理することを目的とする。（「大学設置認可申請書」（平成 11 年 6 月 30 日付）設置の趣旨より）

(1) 実務型の人材の養成

豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の養成

(2) 社会への貢献

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する「開かれた大学」として地域社会や国際社会の発展に貢献

2 業務内容

- (1) 静岡文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 静岡文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前記の業務に附帯する業務を行うこと。

3 沿革

静岡文化芸術大学は、静岡県と浜松市、地元産業界が協力して設置・運営する「公設民営方式」の大学として、平成 12 年 4 月に開学し、平成 16 年 4 月に大学院（修士課程 2 研究科）を設置した。その後、平成 22 年 4 月に公立大学法人化し、県立の大学となった。

本学は、地域文化の一翼を担う「拠点施設」及び「開かれた大学」として、学生や教員がさまざまな地域活動に参加し、地域と交流を深めるなど、積極的に地域に向けた文化、芸術の発信と交流に取り組んでいる。

4 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

5 設置団体

静岡県

7 事務所の所在地

静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号

8 資本金の額（前事業年度からの増減を含む）

168億1,019万7,000円（全額 静岡県出資）

9 在学する学生の数（令和6年5月1日現在）

(1) 学部学生

(単位：人)

| 学部 | 学科 | 入学 定員 | 収容 定員 | 現員 | | |
|------|------|----------|----------|-----|-------|-------|
| | | | | 男 | 女 | 計 |
| 文化政策 | 国際文化 | 100 | 400 | 58 | 403 | 461 |
| | 文化政策 | 55 | 220 | 68 | 181 | 249 |
| | 芸術文化 | 55 | 220 | 28 | 211 | 239 |
| | 小計 | 210 | 840 | 154 | 795 | 949 |
| デザイン | デザイン | 110 | 440 | 121 | 365 | 486 |
| | 小計 | 110 | 440 | 121 | 365 | 486 |
| 合計 | | 320 | 1,280 | 275 | 1,160 | 1,435 |

(2) 大学院学生

(単位：人)

| 研究科 | 専攻 | 入学 定員 | 収容 定員 | 現員 | | |
|------|------|----------|----------|----|----|----|
| | | | | 男 | 女 | 計 |
| 文化政策 | 文化政策 | 10 | 20 | 5 | 12 | 17 |
| デザイン | デザイン | 10 | 20 | 9 | 15 | 24 |
| 合計 | | 20 | 40 | 14 | 27 | 41 |

10 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和7年3月31日現在）

| 役職 | 氏名 | 任期 | 経歴 |
|-------------------------|-------|------------------------|---|
| 理事長 (学長兼務) | 横山 俊夫 | 令和4年4月1日 ～令和8年3月31日 | 平成17年4月～平成20年9月 京都大学副学長 平成24年4月～平成28年3月 滋賀大学理事・副学長、附属図書館長 平成28年4月1日～令和4年3月31日 公立大学法人静岡文化芸術大学副理事長 (学長兼務) |
| 理事 (法人経営担当) | 松下 育蔵 | 令和4年4月1日 ～令和8年3月31日 | 平成31年4月～令和4年3月 静岡県公営企業管理者・企業局長 |
| 理事 (教育未来担当) (非常勤) | 石田 亨 | 令和4年4月1日 ～令和8年3月31日 | 平成10年4月～平成31年3月 京都大学大学院教授 平成31年4月～令和4年3月 早稲田大学理工学術院国際理工学センタ ー教授 |

| 役 職 | 氏 名 | 任 期 | 経 歴 |
|-------------------------|-------|---|--|
| 理事 (研究未来担当) (非常勤) | 渡邊 裕司 | 令和5年5月1日 ～令和8年3月31日 | 平成30年4月～現在 浜松医科大学理事兼副学長 |
| 監事 (非常勤) | 松田 隆広 | 令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日 | 平成13年10月弁護士登録 平成27年9月～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事 |
| 監事 (非常勤) | 藤田 将司 | 令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日 | 平成16年4月公認会計士登録 平成30年4月1日～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事 |

11 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査業務に基づく報酬の額は 5,800,000 円 (消費税等別)、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

12 常勤職員の数等 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

| 区分 | 学長 | 副学長 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 特任 助手 | 教員計 | 事務 職員 | 合計 |
|-----|----|-----|------|-----|----|----|----------|-----|----------|-----|
| 職員数 | 1 | 2 | 53 * | 24 | 6 | 0 | 8 | 94 | 68 | 162 |

*教授に副学長を含まず

*事務職員に臨時職員、非常勤職員、嘱託職員含まず

常勤職員 (教員及び事務職員) は前年度と同数であり、平均年齢は 49.7 歳である。

このうち、静岡県からの派遣職員は 13 人、浜松市からの出向者は 1 人、企業からの出向者は 1 人である。

13 非常勤職員の数 (令和6年5月1日現在) (単位：人)

| 区分 | 非常勤講師 | 非常勤職員 |
|-----|-------|-------|
| 職員数 | 120 | 7 |

Ⅲ 財務諸表の要約

1 貸借対照表

(単位：百万円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|------------|--------|-----------|--------|
| 固定資産 | 12,466 | 固定負債 | 522 |
| 有形固定資産 | 12,359 | 長期寄附金債務 | 522 |
| 土地 | 3,556 | その他の固定負債 | 0 |
| 建物 | 13,717 | 流動負債 | 681 |
| 減価償却累計額等 | △6,287 | 運営費交付金債務 | 14 |
| 構築物 | 79 | 寄附金債務 | 21 |
| 減価償却累計額等 | △48 | 未払金 | 329 |
| 工具器具備品 | 848 | 前受金 | 86 |
| 減価償却累計額等 | △661 | その他の流動負債 | 230 |
| 図書 | 1,076 | 負債合計 | 1,204 |
| その他の有形固定資産 | 79 | 純資産の部 | 金額 |
| 無形固定資産 | 6 | 資本金 | 16,810 |
| 投資その他の資産 | 100 | 地方公共団体出資金 | 16,810 |
| 流動資産 | 1,328 | 資本剰余金 | △5,650 |
| 現金及び預金 | 1,215 | 利益剰余金 | 1,430 |
| その他の流動資産 | 112 | 純資産合計 | 12,590 |
| 資産合計 | 13,794 | 負債・純資産合計 | 13,794 |

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。(以下同じ)

2 損益計算書

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------------|-------|
| 経常費用 (A) | 2,644 |
| 業務費 | 2,400 |
| 教育経費 | 296 |
| 研究経費 | 76 |
| 教育研究支援経費 | 290 |
| 受託研究費 | 0 |
| 共同研究費 | 0 |
| 受託事業費等 | 8 |
| 人件費 | 1,727 |
| 一般管理費 | 244 |
| 経常収益 (B) | 2,615 |
| 運営費交付金収益 | 1,614 |
| 学生納付金収益 | 890 |
| 受託研究収益 | 0 |
| 共同研究収益 | 0 |
| 受託事業等収益 | 11 |
| 補助金等収益 | 6 |
| 寄附金収益 | 20 |
| 施設費収益 | 25 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 43 |
| 臨時損益 (C) | 0 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 (D) | 121 |
| 当期総利益 (B - A + C + D) | 92 |

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|--------------------------|--------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A) | 140 |
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | △442 |
| 人件費支出 | △1,672 |
| その他の業務支出 | △257 |
| 運営費交付金収入 | 1,608 |
| 学生納付金収入 | 837 |
| その他の業務収入 | 66 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B) | 137 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C) | △89 |
| IV 資金増加額 (D = A + B + C) | 188 |
| V 資金期首残高 (E) | 693 |
| VI 資金期末残高 (F = E + D) | 881 |

IV 財務情報

1 財務諸表に記載された事項の概要

(特に断らない限り百万円未満を切り捨て表示している。)

(1) 貸借対照表関係

(資産合計)

令和6年度末現在の資産合計額は前年度比394百万円(2.8%) (以下、特に断らない限り前年度比・合計) 減の13,794百万円となっている。

主な増加要因として、図書が18百万円増(1.8%)の1,076百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、建物の減価償却累計額が369百万円(6.2%) 増の6,287百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和6年度末現在の負債合計額は前年度比4百万円(0.4%) 減の1,204百万円となっている。

主な増加要因として、長期寄付金債務が10百万円(2.1%) 増の522百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、長期リース債務89百万円が全減したことが挙げられる。

(純資産合計)

令和6年度末現在の純資産合計額は前年度比390百万円(3.0%) 減の12,590百万円となっている。

主な増加要因として、積立金が、全増の1,158百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、当期末処分利益が、1,150百万円(92.6%) 減の92百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書関係

(経常費用)

令和6年度の経常費用は前年度76百万円(3.0%) 増の2,644百万円となっている。

主な増加要因として、教員人件費が58百万円(5.3%) 増の1,161百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、研究経費が3百万円(4.8%) 減の76百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は前年度同額の2,615百万円となっている。

主な増加要因として、寄附金収益が6百万円（50.1%）増の20百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、補助金等収益が22百万円（76.8%）減の6百万円となったことが挙げられる。

（当期総利益）

上記経常収益の状況に前中期目標期間繰越積立金取崩額121百万円を計上した結果、令和6年度の当期総利益は92百万円となっている。

（3）キャッシュ・フロー計算書関係

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは140百万円の収入（前年度は147百万円の収入）となっている。

主な収入の増加要因として、原材料、商品またはサービスの購入による支出が49百万円（10.1%）減の△442百万円となったことが挙げられる。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは137百万円の収入（前年度は151百万円の支出）となっている。

主な増加要因として、定期預金の預入による支出160百万円（26.3%）減の△447百万円となったことが挙げられる。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出のみであり、前年度と同額の89百万円の支出となっている。

(表) 主要財務データの経年表

(単位：百万円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 資産合計 | 15,051 | 15,098 | 14,661 | 14,189 | 13,794 |
| 負債合計 | 2,286 | 2,604 | 2,528 | 1,208 | 1,204 |
| 純資産合計 | 12,764 | 12,493 | 12,132 | 12,981 | 12,590 |
| 経常費用 | 2,588 | 2,625 | 2,696 | 2,568 | 2,644 |
| 経常収益 | 2,659 | 2,667 | 2,703 | 2,615 | 2,615 |
| 当期総利益 | 87 | 85 | 74 | 1,242 | 92 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 77 | 37 | △46 | 147 | 140 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △24 | 314 | 29 | △151 | 137 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △79 | △89 | △89 | △89 | △89 |
| 資金期末残高 | 632 | 894 | 787 | 693 | 881 |
| 行政サービス実施コスト (内訳) | 2,069 | 2,052 | | | |
| 業務費用 | 1,647 | 1,676 | | | |
| うち損益計算書上の費用 | 2,588 | 2,625 | | | |
| うち自己収入 | △940 | △949 | | | |
| 損益外減価償却相当額 | 383 | 381 | | | |
| 損益外除売却差額相当額 | 0 | — | | | |
| 引当外賞与増加見積額 | 0 | △14 | | | |
| 引当外退職給付増加見積額 | 35 | △16 | | | |
| 機会費用 | 1 | 25 | | | |

(4) セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略する。

(5) 積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益 92 百万円のうち 88 百万円は、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、積立金として申請する。

なお、令和6年度は、目的積立金を情報機器・システム更新等に 173 百万円使用した。

2 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

(2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等
該当なし

3 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| | 予算 | 決算 | 差額理由 |
| 収入 | 2,752 | 2,721 | 2,747 | 2,743 | 2,815 | 2,806 | 2,672 | 2,666 | 2,842 | 2,843 | |
| 運営費交付金収入 | 1,575 | 1,575 | 1,592 | 1,592 | 1,573 | 1,573 | 1,574 | 1,574 | 1,608 | 1,608 | |
| 補助金等収入 | 167 | 166 | 151 | 150 | 196 | 195 | 99 | 99 | 67 | 67 | |
| 学生納付金収入 | 905 | 896 | 894 | 894 | 884 | 885 | 890 | 892 | 885 | 890 | |
| その他収入 | 104 | 83 | 109 | 105 | 160 | 151 | 107 | 100 | 281 | 276 | 積立金取崩額等減 |
| 支出 | 2,752 | 2,596 | 2,747 | 2,684 | 2,815 | 2,718 | 2,672 | 2,567 | 2,842 | 2,727 | |
| 業務費 | 2,544 | 2,412 | 2,575 | 2,521 | 2,662 | 2,575 | 2,568 | 2,477 | 2,758 | 2,651 | 教育経費、一般管理費等減 |
| その他支出 | 208 | 184 | 171 | 163 | 153 | 143 | 104 | 89 | 84 | 75 | |
| 収入－支出 | - | 125 | - | 58 | - | 87 | - | 98 | - | 116 | |

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

V 事業に関する説明

1 財源の内訳

令和6年度の当法人の経常収益は2,615百万円で、その内訳としては、運営費交付金収益1,614百万円(61.7%(対経常収益比、以下同じ。))、学生納付金収益(授業料、入学金、検定料)890百万円(34.1%)、施設費収益25百万円(1.0%)、その他80百万円(3.2%)となっている。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(1) 教育研究等の質の向上に関する取組

ア 教育活動等

(ア) 多様な学生の受け入れ・入試広報の充実

- ・外国人留学生希望者からの相談を受け、情報提供及び案内を行った。
- ・多様な学生の受け入れを促進するため、それに見合った入学試験内容の改善について検討を進めた。
- ・入試広報のターゲット層である高校1・2年生向けの「ゼミ体験会 in SUAC」を10月に開催した。

(イ) 教育内容等の充実

(ウ) 前年度より地域連携演習のプログラム数を増やすことができた。(R5:31件→R6:35件)

(エ) 令和7年度からの新カリキュラムの科目について、科目概要を作成するとともに、ディプロマポリシーとの関係を示したカリキュラムマップを作成した。

(オ) 新カリキュラムの全学科目については、多様な言語学習のニーズに対応するため必修外国語を2言語から8言語に拡充した。また、キャリア教育の充実のため「情報・データサイエンス」「キャリアデザイン」の科目群を新設した。

(カ) 新カリキュラムの学部・学科科目については、視野を広げる学際的な学びを可能にするため、他学部・他学科の科目を自学部・自学科の科目として履修できる「学部間共通科目」を拡充した。

(キ) 文化政策学部では、新たに他学科が提供する科目群を学ぶことができるオプション・スタディーズを新設し、令和7年度以降のガイダンス、履修指導、開講に関する準備を行った。

- ・デザイン学部では、横断的な学びを可能とするため、これまでの領域制を廃止し、3つの系(匠・プロダクト、メディア、建築・環境)をベースとしたカリキュラムに改正した。また、新設科目「専門横断演習」のワーキンググループを立ち上げ、検討を重ねた。

(ウ) その他教育の取組

- ・ アセスメントポリシーに基づき、3ポリシーと新カリキュラムの一貫性の検証を開始した。
- ・ 学部課程の成績評価の方針を定めた上で、両学部の履修細則における成績評価の基準を定めた条項を改正し、成績評価の基準を明確化した。
- ・ 教学 IR 委員会のもとにシラバス専門部会を設置し、シラバスチェックを開始した。各科目の成績評価の基準の記載内容を確認、必要に応じて修正を求めた。

イ 学生支援

(ア) 学習支援

- ・ 各学科において、教務委員を中心に指導教員等が、学生の履修相談、学習支援、ゼミ・領域選択、進路相談などを適切に行った。

(イ) 生活支援

- ・ 新入生を対象に、ガイダンスや LMS（学習管理システム）の活用により生活安全意識啓発を行った。
- ・ 留学生ガイダンスを定期的実施し、外国人留学生の修学状況を把握した。

(ウ) キャリア支援

- ・ 「ご家族のためのキャリア説明会」を開催し、学生の家族に向けて就職や進学などのキャリア情報のほか、教務や学生生活についての説明を行った（182名が参加）。また、説明会の映像を期間限定で配信した。
- ・ 企業説明会、業界研究セミナーには、卒業生の就職実績がある地域企業を中心に、学生の志望度が高い企業を幅広い業種から招聘した。

ウ 研究

- ・ 研究成果発表会では、会場参加に加え、一般の方が参加しやすいよう、オンライン配信を継続した。
- ・ 研究科を通じて大学院生にも研究倫理 e-ラーニング受講を推進し、研究倫理意識の醸成を図った。

エ 地域貢献

- ・ 公開講座やイベント・シンポジウム等の様々な催しを実施し、参加者は目標値の 3,559 人を超えた。
- ・ 地域自治体等からの各種委員、講師、審査員等延べ 425 件の依頼に積極的に協力した。

オ グローバル化

- ・ 国の留学支援制度「トビタテ留学 JAPAN」と静岡県の留学奨学制度である「ふじのくに留学」の書類選考通過者（それぞれ 2 名・計 4 名）に対し、グループ面接、個人面接を行い、全員の採択につなげた。

- ・前期にガムランコンサート、後期に講演会（モードのジャポニスム）を開催。学部や図書館情報センターの協力を得た。

(2) 法人の経営に関する取組

ア 業務運営の改善

- ・遠州学林構想の基盤となる国際交流センター、地域連携センターを設置した。
- ・育児のための入試業務免除等、制度を周知し利用を促進した。育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者は12人であった。（目標値：第3期累計30人以上）
- ・各室で業務改善を図った結果20件の業務が改善された。また、成果等を冊子にまとめた。
- ・R6年度当初予算編成において、既存業務をゼロベースで見直し、約3,000万円の削減効果があった。

イ 財務内容の改善

- ・校舎管理の委託方法見直し等を通じて、予算の効率化を図った。
- ・本学の厳しい財政状況をふまえ、重点事項や削減目標を定めた「予算編成基本方針」を策定し、予算編成を行った。

ウ 施設・設備の整備・活用等

- ・照明設備（LED）更新、個別空調更新を実施した。

(3) 自己点検・評価及び情報の提供に関する取組

ア 自己点検・評価の活用

- ・認証評価機関による評価結果で指摘を受けた項目について、改善計画を作成し、実施した。

イ 情報公開・広報の充実

- ・「SUAC理解・基礎データ集」を更新し、ホームページへ掲載した。
- ・公式SNS（X）へのポストを通じた広報を行い、ポスト投稿件数は目標値の300件を超えた。

(4) その他業務運営に関する取組

ア 安全管理・危機管理

- ・教職員向けの健康管理に関する講演会を開催し、健康管理意識の醸成に努めた。
- ・全教職員に対して、標的型攻撃メールやフィッシング詐欺などへの注意喚起と対策を周知するとともに、オンラインによる研修コンテンツを提供し、教職員のセキュリティ意識を高めた。

イ 人権の尊重・持続可能な社会の実現

- ・教職員を対象にハラスメント防止研修を行った。

- ・「フェアトレード大学」として国内初の2度目の認定更新を受けた。認定委員からは、多くの学生がフェアトレードに関心を寄せ、様々なプロジェクトが学生主導で能動的に続けられていることなど、学内一丸となった取組に対して、高い評価を得た。

令和6年度の当法人の事業に要した経費は、教育経費 296 百万円、研究経費 76 百万円、教育研究支援経費 290 百万円、受託事業費等 8 百万円、人件費 1,727 百万円等となっている。

(5) 課題と対処方針

本学の教育研究活動の基盤を確保するため、外部資金の獲得や経費削減に取り組んでいる。

ア 自己収入の確保

- ・ 外部研究資金の公募情報を学内で定期的に報告し、また科学研究費補助金の申請に関して、外部講師による個別面談、研究計画調書の作成ポイントの解説動画の提供など、外部資金獲得に向けた支援を行った。

イ 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 校舎管理委託や節電行動計画の推進を通して、費用の低減に努めた。
- ・ 情報機器や保守費用の上昇に対応するため、PC教室の統廃合や機器の削減に取り組んだ。
- ・ 人事院勧告等に基づく人件費上昇、入札差金による事業費の減額等、年度途中の状況変化を反映させた補正予算を編成し、効率的な予算執行と前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金の残高の保全に努めた。

VI その他事業に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumpplan/file/30534/r6nendokeikaku.pdf>

(2) 収支計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumpplan/file/30534/r6nendokeikaku.pdf>

(3) 資金計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumpplan/file/30534/r6nendokeikaku.pdf>

2 短期借入れの概要

該当なし

3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

| 交付年度 | 期首残高 | 交付金当期交付額 | 当期振替額 | | | | 期末残高 |
|-------|------|----------|----------|-------|------|-------|------|
| | | | 運営費交付金収益 | 資本剰余金 | 臨時損失 | 計 | |
| 令和4年度 | 15 | - | 15 | - | - | 15 | - |
| 令和5年度 | 5 | - | - | - | - | - | 5 |
| 令和6年度 | | 1,608 | 1,599 | - | - | 1,599 | 9 |
| 合計 | 20 | 1,608 | 1,614 | - | - | 1,614 | 14 |

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位：百万円)

| 区分 | | 金額 | 内容 |
|--------------|------------|-------|---|
| 期間進行基準による振替額 | 運営費交付金収益 | 1,446 | 期間進行基準を採用した事業等 費用進行基準を採用した事業以外の全ての事業 |
| | 資産見返運営費交付金 | - | 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 期間の進行状況に伴う運営費交付金債務を振替 |
| | 資本剰余金 | - | |
| | 計 | 1,446 | |
| 費用進行基準による振替額 | 運営費交付金収益 | 168 | 費用進行基準を採用した事業等 退職手当、修学支援新制度に係る授業料減免 |
| | 資産見返運営費交付金 | - | 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 退職給付金の交付及び修学支援新制度に係る授業料の減免に伴う運営費交付金債務を振替 |
| | 資本剰余金 | - | |
| | 計 | 168 | |

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

■ 財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産：土地、建物、構築物等、公立大学法人が長期にわたって使用する有形の固定資産。

減価償却累計額：償却資産の減価償却費を積み上げたもの。

その他の無形固定資産：電話加入権等が該当。

現金及び預金：現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び1年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。

運営費交付金債務：設立団体から交付された運営費交付金の未使用相当額。

地方公共団体出資金：設立団体からの出資相当額。

資本剰余金：設立団体から交付された施設費等により取得した資産（建物等）等の相当額。

利益剰余金：公立大学法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費：公立大学法人の業務に要した経費。

教育経費：公立大学法人の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費：公立大学法人の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費：図書館や情報システム等、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織等の運営に要する経費。

人件費：公立大学法人の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費：公立大学法人の管理その他の業務を行うために要した経費。

運営費交付金収益：運営費交付金のうち当期の収益として認識した相当額。

臨時損失・臨時利益：固定資産の売却（除却）等に伴う損益。

3. キャッシュ・フロー計算書

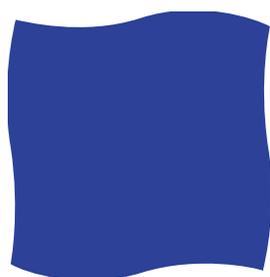
業務活動によるキャッシュ・フロー：原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、公立大学法人の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。

財務活動によるキャッシュ・フロー：増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況を表す。

令和6年度
(第15期事業年度)

決算報告書



S U A C

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

公立大学法人静岡文化芸術大学

令和6年度 決算報告書

公立大学法人静岡文化芸術大学

(単位:千円)

| 区 分 | 予算額 | 決算額 | 差額 (決算－予算) | 備考 |
|------------------|-----------|-----------|---------------|----|
| 収入 | | | | |
| 運営費交付金 | 1,608,807 | 1,608,807 | － | |
| 施設整備費補助金 | 61,226 | 61,226 | － | |
| 自己収入 | 930,897 | 935,529 | 4,632 | |
| 授業料収入及び入学金検定料収入 | 885,360 | 890,892 | 5,532 | |
| 雑収入 | 45,537 | 44,638 | △ 899 | |
| 受託研究等収入及び寄附金収入等 | 37,440 | 42,468 | 5,028 | 注1 |
| 補助金等収入 | 6,222 | 6,490 | 268 | |
| 臨時利益 | － | － | － | |
| 長期借入金収入 | － | － | － | |
| 目的積立金取崩収入 | － | － | － | |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩収入 | 183,284 | 173,938 | △ 9,346 | |
| 運営費交付金債務取崩収入 | 15,070 | 15,071 | 1 | |
| 計 | 2,842,946 | 2,843,529 | 583 | |
| 支出 | | | | |
| 業務費 | 2,758,370 | 2,651,576 | △ 106,794 | |
| 教育研究経費 | 1,954,985 | 1,880,568 | △ 74,417 | |
| 一般管理費 | 803,385 | 771,008 | △ 32,377 | |
| 施設整備費 | 62,226 | 62,137 | △ 89 | |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 22,350 | 13,351 | △ 8,999 | 注2 |
| 長期借入金償還金 | － | － | － | |
| 計 | 2,842,946 | 2,727,064 | △ 115,882 | |

○ 表示単位について

金額は千円未満を四捨五入で表示しているため、合計金額と一致しないことがある。

○ 予算と決算の差異について

(注1) 大口寄附による基金への寄附増(14,140千円)及び

研究奨励寄附金(取崩含む)の減(△9,411千円)等により総額は5,028千円増加した。

(注2) 研究奨励寄附金の収入減に伴う減少。

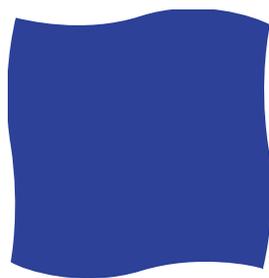
○ 損益計算書との差異について

(1) 決算報告書では、固定資産取得額が支出に含まれ、減価償却費が支出から除かれている。

(2) 決算報告書では、負債計上している翌年度繰越分が収入に含まれている。

令和6年度
(第15期事業年度)

財務諸表



S U A C

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月 31日

公立大学法人静岡文化芸術大学

目 次

| | |
|---|----|
| 貸借対照表 | 1 |
| 損益計算書 | 3 |
| 純資産変動計算書 | 4 |
| キャッシュ・フロー計算書 | 5 |
| 利益の処分に関する書類 | 6 |
| 重要な会計方針等 | 7 |
| 附属明細書 | |
| (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細 | 11 |
| (2) 棚卸資産の明細 | 12 |
| (3) 有価証券の明細 | 12 |
| (4) 長期貸付金の明細 | 12 |
| (5) 長期借入金の明細 | 12 |
| (6) 公立大学法人債の明細 | 12 |
| (7) 引当金の明細 | 12 |
| (8) 資産除去債務の明細 | 12 |
| (9) 保証債務の明細 | 12 |
| (10) 資本剰余金の明細 | 13 |
| (11) 目的積立金の取崩しの明細 | 13 |
| (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 | 14 |
| (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細 | 14 |
| (14) 役員及び教職員の給与の明細 | 15 |
| (15) 開示すべきセグメント情報 | 15 |
| (16) 業務費及び一般管理費の明細 | 16 |
| (17) 寄附金の明細 | 18 |
| (18) 受託研究の明細 | 18 |
| (19) 共同研究の明細 | 18 |
| (20) 受託事業等の明細 | 18 |
| (21) 科学研究費補助金等の明細 | 19 |
| (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細 | 20 |

貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

| | | | |
|----------|-------------------|------------|--|
| 土地 | | 3,556,750 | |
| 建物 | 13,717,589 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△6,287,498</u> | 7,430,090 | |
| 構築物 | 79,682 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△48,891</u> | 30,791 | |
| 工具器具備品 | 848,221 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△661,366</u> | 186,854 | |
| 図書 | | 1,076,198 | |
| 美術品・收藏品 | | 79,099 | |
| 車両運搬具 | 5,626 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△5,626</u> | 0 | |
| 有形固定資産合計 | | 12,359,784 | |

2 無形固定資産

| | | | |
|------------|--|----------|--|
| ソフトウェア | | 6,437 | |
| その他の無形固定資産 | | <u>0</u> | |
| 無形固定資産合計 | | 6,437 | |

3 投資その他の資産

| | | | |
|------------|--|-----------|------------|
| 投資有価証券 | | 100,000 | |
| 敷金・保証金 | | 535 | |
| その他 | | <u>48</u> | |
| 投資その他の資産合計 | | 100,583 | |
| 固定資産合計 | | | 12,466,805 |

II 流動資産

| | | | |
|-----------|-------------|---------------|--------------------------|
| 現金及び預金 | | 1,215,431 | |
| 未収学生納付金収入 | 683 | | |
| 徴収不能引当金 | <u>△683</u> | - | |
| 棚卸資産 | | 32 | |
| 前渡金 | | 3,982 | |
| 未収収益 | | 196 | |
| 立替金 | | 37,644 | |
| 未収金 | | <u>70,740</u> | |
| 流動資産合計 | | | <u>1,328,027</u> |
| 資産合計 | | | <u><u>13,794,833</u></u> |

負債の部

I 固定負債

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 長期繰延補助金等（注） | 71 | |
| 長期寄附金債務（注） | 522,664 | |
| 固定負債合計 | | 522,736 |

II 流動負債

| | | |
|---------------|---------|-----------|
| 運営費交付金債務（注） | 14,459 | |
| 寄附金債務（注） | 21,071 | |
| 未払金 | 328,408 | |
| 未払消費税等 | 679 | |
| 前受金 | 86,854 | |
| 科学研究費助成事業等預り金 | 17,379 | |
| 預り金 | 122,856 | |
| 短期リース債務 | 89,828 | |
| 流動負債合計 | | 681,538 |
| 負債合計 | | 1,204,274 |

純資産の部

I 資本金

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 地方公共団体出資金 | 16,810,197 | |
| 資本金合計 | | 16,810,197 |

II 資本剰余金

| | | |
|------------------|------------|------------|
| 資本剰余金 | 730,482 | |
| 減価償却相当累計額（△）（注） | △6,355,183 | |
| 除売却差額相当累計額（△）（注） | △25,448 | |
| 資本剰余金合計 | | △5,650,150 |

III 利益剰余金

| | | |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 前中期目標期間繰越積立金（注） | 20,884 | |
| 教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金（注） | 159,469 | |
| 積立金 | 1,158,001 | |
| 当期未処分利益 | 92,156 | |
| （うち当期総利益 | 92,156） | |
| 利益剰余金合計 | | 1,430,511 |

| | | |
|---------|--|------------|
| 純資産合計 | | 12,590,558 |
| 負債純資産合計 | | 13,794,833 |

（注）これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

(単位:千円)

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 教育経費 | 296,689 | | |
| 研究経費 | 76,635 | | |
| 教育研究支援経費 | 290,368 | | |
| 受託研究費 | 532 | | |
| 共同研究費 | 899 | | |
| 受託事業費等 | 8,314 | | |
| 役員人件費 | 32,770 | | |
| 教員人件費 | 1,161,763 | | |
| 職員人件費 | 532,578 | 2,400,552 | |
| 一般管理費 | | 244,284 | |
| 雑損 | | 85 | |
| 経常費用合計 | | 2,644,923 | 2,644,923 |

| | | | |
|---------------|--------|-----------|-----------|
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益 (注) | | 1,614,876 | |
| 授業料収益 (注) | | 767,912 | |
| 入学金収益 (注) | | 95,034 | |
| 検定料収益 | | 27,945 | |
| 受託研究収益 (注) | | 783 | |
| 共同研究収益 (注) | | 999 | |
| 受託事業等収益 (注) | | 11,038 | |
| 補助金等収益 (注) | | 6,663 | |
| 寄附金収益 (注) | | 20,474 | |
| 施設費収益 (注) | | 25,441 | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | 359 | | |
| 有価証券利息 | 432 | 792 | |
| 雑益 | | | |
| 財産貸付料収益 | 18,097 | | |
| 科学研究費間接経費収益 | 7,881 | | |
| 大学入学共通テスト経費収益 | 3,514 | | |
| 就職支援活動収益 | 3,483 | | |
| その他雑益 | 10,772 | 43,748 | |
| 経常収益合計 | | 2,615,709 | 2,615,709 |
| 経常損失 | | | 29,213 |

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 臨時損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 0 | 0 |

| | | | |
|---------------------|--|----|---------|
| 臨時利益 | | | |
| 徴収不能引当金戻入益 | | 40 | 40 |
| 当期純損失 | | | 29,173 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注) | | | 121,329 |
| 当期総利益 | | | 92,156 |

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

| | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 当期総利益 | | | 92,156 |
| 減価償却相当額 | △ 388,652 | | |
| 除売却差額相当額 | △ 8,400 | | |
| 賞与引当増加相当額 | △ 3,960 | | |
| 退職給付引当増加相当額 | △ 3,092 | | |
| 小計 | | △ 404,105 | |
| 施設費収益相当額 | | 35,784 | |
| 資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額 | | △ 276,164 | △ 276,164 |

退職給付引当増加額のうち、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生じる額は△2,666千円である。

科学研究費助成事業等に関する注記

| | |
|-------|--------|
| 当期受入額 | 29,079 |
| 当期支出額 | 36,495 |

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

| | |
|-------------------------|----------------|
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | △ 442,708 |
| 人件費支出 | △ 1,672,305 |
| その他の業務支出 | △ 257,279 |
| 運営費交付金収入 | 1,608,807 |
| 授業料収入 | 713,041 |
| 入学金収入 | 96,942 |
| 検定料収入 | 27,945 |
| 受託研究収入 | 2,763 |
| 共同研究収入 | 999 |
| 受託事業等収入 | 15,207 |
| 補助金等収入 | 6,490 |
| 寄附金収入 | 29,647 |
| その他の収入 | 10,989 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 140,540 |

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

| | |
|-------------------------|----------------|
| 定期預金の預入による支出 | △ 447,259 |
| 定期預金の払戻による収入 | 607,258 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出 | △ 95,314 |
| 施設費による収入 | 71,988 |
| 小計 | 136,672 |
| 利息及び配当金の受取額 | 849 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 137,522 |

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

| | |
|-------------------------|-----------------|
| リース債務の返済による支出 | △ 89,828 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 89,828 |

| | |
|------------------|----------------|
| IV 資金増加額 | 188,233 |
| V 資金期首残高 | 693,330 |
| VI 資金期末残高 | 881,563 |

利益の処分に関する書類

(単位:円)

| | | | |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| I 当期末処分利益 | | | 92,156,747 |
| 当期総利益 | | 92,156,747 | |
| II 利益処分類 | | | |
| 積立金 | | 3,323,816 | |
| 地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 | | | |
| 教育研究の質の向上及び組織運営改善 積立金 | <u>88,832,931</u> | <u>88,832,931</u> | <u>92,156,747</u> |

I 重要な会計方針

当事業年度より、改定後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和4年8月31日改訂)並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和6年3月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容を適用して財務諸表等を作成しています。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び修学支援新制度に係る授業料等減免相当額については費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としています。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物 6 ～ 37 年

構築物 15 ～ 53 年

工具器具備品 4 ～ 15 年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)を採用しています。

6 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

7 収益及び費用の計上基準

地方独立行政法人会計第84における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

8 リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

10 財務諸表及び附属明細書の表示単位

千円未満は切り捨てにより作成しています。ただし、利益の処分に関する書類については、円単位で表示しています。

II 注記

1 貸借対照表関係

- (1)運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 517,471千円
(静岡県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- (2)翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 120,234千円
- (3)有価証券関係
該当事項はありません。

2 損益計算書関係

該当事項はありません。

3 キャッシュ・フロー計算書関係

- (1)資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---------------|------------------|
| 現金及び預金 | 1,215,431千円 |
| うち定期預金 | △333,868千円 |
| <u>資金期末残高</u> | <u>881,563千円</u> |

4 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

- (1)業務費用
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ア 損益計算書上の費用 | 2,644,923千円 | |
| イ (控除)自己収入等 | △960,887千円 | |
| 業務費用合計 | | 1,684,036千円 |
- (2)資本剰余金を減額したコスト等 404,105千円
- (3)機会費用
- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 地方公共団体出資の機会費用 | 164,176千円 | 164,176千円 |
|---------------|-----------|-----------|
- (4)公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に
帰せられるコスト 2,252,317千円

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法
地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しています。

5 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

6 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額(a) | 時 価 (b) | 差 額 (b)-(a) |
|--------|-------------|---------|-------------|
| 投資有価証券 | 100,000 | 100,000 | - |

投資有価証券

地方債は、取引金融機関から提示された価額を用いて評価しています。これらは、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しています。

7 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、賃貸等不動産を保有していますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1)固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:千円)

| 資産の種類 | 期首 残高 | 当期 増加額 | 当期 減少額 | 期末 残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引 当期末 残高 | 摘要 |
|------------------------------|------------|------------|-----------|----------|------------|-------------------|---------|---|-----------------|------------|
| | | | | | 当期 償却額 | 当期 減損損失 相当額 | | | | |
| 有形固定 資産(特定 償却資産) | 建物 | 13,596,599 | 35,784 | - | 13,632,383 | 6,226,376 | 365,064 | - | - | 7,406,006 |
| | 工具器具備品 | 125,196 | 52,607 | 9,300 | 168,504 | 100,546 | 20,011 | - | - | 67,957 |
| | 計 | 13,721,795 | 88,391 | 9,300 | 13,800,887 | 6,326,923 | 385,076 | - | - | 7,473,963 |
| 有形固定 資産(特定 償却資産 以外) | 建物 | 85,206 | - | - | 85,206 | 61,121 | 4,040 | - | - | 24,084 |
| | 構築物 | 79,682 | - | - | 79,682 | 48,891 | 1,454 | - | - | 30,791 |
| | 工具器具備品 | 693,664 | 767 | 14,715 | 679,716 | 560,819 | 101,849 | - | - | 118,897 |
| | 図書 | 1,057,483 | 18,736 | 20 | 1,076,198 | - | - | - | - | 1,076,198 |
| | 車両運搬具 | 5,626 | - | - | 5,626 | 5,626 | - | - | - | 0 |
| | 計 | 1,921,662 | 19,504 | 14,736 | 1,926,430 | 676,458 | 107,344 | - | - | 1,249,971 |
| 非償却 資産 | 土地 | 3,556,750 | - | - | 3,556,750 | - | - | - | - | 3,556,750 |
| | 美術品・收藏品 | 87,499 | - | 8,400 | 79,099 | - | - | - | - | 79,099 |
| | 計 | 3,644,249 | - | 8,400 | 3,635,849 | - | - | - | - | 3,635,849 |
| 有形固定 資産合計 | 土地 | 3,556,750 | - | - | 3,556,750 | - | - | - | - | 3,556,750 |
| | 建物 | 13,681,805 | 35,784 | - | 13,717,589 | 6,287,498 | 369,105 | - | - | 7,430,090 |
| | 構築物 | 79,682 | - | - | 79,682 | 48,891 | 1,454 | - | - | 30,791 |
| | 工具器具備品 | 818,861 | 53,375 | 24,015 | 848,221 | 661,366 | 121,860 | - | - | 186,854 |
| | 図書 | 1,057,483 | 18,736 | 20 | 1,076,198 | - | - | - | - | 1,076,198 |
| | 美術品・收藏品 | 87,499 | - | 8,400 | 79,099 | - | - | - | - | 79,099 |
| | 車両運搬具 | 5,626 | - | - | 5,626 | 5,626 | - | - | - | 0 |
| | 計 | 19,287,707 | 107,895 | 32,436 | 19,363,167 | 7,003,382 | 492,420 | - | - | 12,359,784 |
| 無形固定 資産(特 定償却資 産) | ソフトウェア | 32,209 | - | - | 32,209 | 28,260 | 3,576 | - | - | 3,949 |
| | 計 | 32,209 | - | - | 32,209 | 28,260 | 3,576 | - | - | 3,949 |
| 無形固定 資産(特 定償却資 産以外) | ソフトウェア | 142,250 | 1,419 | 3,981 | 139,688 | 137,199 | 699 | - | - | 2,488 |
| | その他の無形固定資産 | 0 | - | - | 0 | - | - | - | - | 0 |
| | 計 | 142,250 | 1,419 | 3,981 | 139,688 | 137,199 | 699 | - | - | 2,488 |
| 無形固定 資産合計 | ソフトウェア | 174,460 | 1,419 | 3,981 | 171,897 | 165,459 | 4,275 | - | - | 6,437 |
| | その他の無形固定資産 | 0 | - | - | 0 | - | - | - | - | 0 |
| | 計 | 174,460 | 1,419 | 3,981 | 171,897 | 165,459 | 4,275 | - | - | 6,437 |
| 投資その 他の資産 | 投資有価証券 | 100,000 | - | - | 100,000 | - | - | - | - | 100,000 |
| | 長期前払費用 | 2,890 | - | 2,890 | - | - | - | - | - | - |
| | 敷金・保証金 | 535 | - | - | 535 | - | - | - | - | 535 |
| | その他 | 48 | - | - | 48 | - | - | - | - | 48 |
| | 計 | 103,473 | - | 2,890 | 100,583 | - | - | - | - | 100,583 |

(2) 棚卸資産の明細

(単位：千円)

| 種類 | 期首残高 | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|------------|------|----------------|-----|-------|-----|------|----|
| | | 当期購入・ 製造・振替 | その他 | 払出・振替 | その他 | | |
| 貯蔵品（郵券） | 70 | 128 | - | 174 | - | 24 | |
| 貯蔵品（図書カード） | - | 96 | - | 96 | - | - | |
| 貯蔵品（クオカード） | 8 | 8 | - | 8 | - | 8 | |
| 計 | 78 | 233 | - | 279 | - | 32 | |

(3) 有価証券の明細

(3)-1流動資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(3)-2投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

| 種類及び銘柄 | 取得価額 | 券面総額 | 貸借対照表 計上額 | 当期費用に 含まれた 評価差額 | 摘要 | |
|--------|---------|---------|--------------|-----------------------|----|--------------|
| | | | | | | 満期保有 目的債券 |
| 計 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | - | | |

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7)-1引当金の明細

該当事項はありません。

(7)-2貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

| 区分 | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|------------------------|---------|--------|------|----------|-------|------|-----|
| | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 未収学生納付金収入 (徴収不能引当金) | 5,968 | △5,285 | 683 | 723 | △40 | 683 | (注) |
| 計 | 5,968 | △5,285 | 683 | 723 | △40 | 683 | |

(注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：千円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|--------------|---------|--------|-------|---------|------|
| 施設費 | 153,879 | 35,784 | - | 189,663 | (注1) |
| 運営費交付金等 | 526 | - | - | 526 | |
| 寄附金 | 220 | - | - | 220 | |
| 目的積立金 | 321,077 | - | - | 321,077 | |
| 前中期目標期間繰越積立金 | 79,597 | 52,607 | - | 132,204 | (注2) |
| 無償譲与 | 86,789 | - | - | 86,789 | |
| 計 | 642,090 | 88,391 | - | 730,482 | |

(注1) 当期増加額は、静岡県からの補助金により取得した固定資産に係るものです。

(注2) 当期増加額は、前中期目標期間繰越積立金の取崩しにより取得した固定資産に係るものです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

| 積立金の名称 及び事業名 | 前中期目標期間繰越積立金 | | | | | | 計 |
|-----------------|--------------|--------------|--------|--------------|----------------|-------|---------|
| | 施設整備 | 情報システム 更新 | 大学広報経費 | 事務システム 更新 | 大講義室 AV機器更新 | 教員人件費 | |
| 工具器具備品 | 2,672 | 48,642 | - | - | 1,292 | - | 52,607 |
| 小計 | 2,672 | 48,642 | - | - | 1,292 | - | 52,607 |
| 教育経費 | | | | | | | |
| 消耗品費 | - | - | - | - | 186 | - | 186 |
| 消耗備品費 | - | - | - | - | 239 | - | 239 |
| 備品費 | - | - | - | - | 3,164 | - | 3,164 |
| 修繕費 | - | - | - | 308 | 281 | - | 589 |
| 報酬・委託・手数料 | 33 | - | - | 551 | 232 | - | 817 |
| 教育研究支援経費 | | | | | | | |
| 消耗品費 | - | 39,184 | - | - | - | - | 39,184 |
| 消耗備品費 | - | 30 | - | - | - | - | 30 |
| 備品費 | - | 36,114 | - | - | - | - | 36,114 |
| 報酬・委託・手数料 | - | 14,678 | - | - | - | - | 14,678 |
| 管理経費 | | | | | | | |
| 消耗品費 | - | - | 1,182 | - | - | - | 1,182 |
| 印刷製本費 | - | - | 154 | - | - | - | 154 |
| 旅費交通費 | - | - | 66 | - | - | - | 66 |
| 通信運搬費 | - | - | 164 | - | - | - | 164 |
| 修繕費 | 4,991 | - | - | - | - | - | 4,991 |
| 広告宣伝費 | - | - | 3,497 | - | - | - | 3,497 |
| 報酬・委託・手数料 | 849 | - | 12,449 | - | - | - | 13,298 |
| 教員人件費 | | | | | | | |
| 法定福利費 | - | - | - | - | - | 2,969 | 2,969 |
| 小計 | 5,874 | 90,008 | 17,513 | 859 | 4,104 | 2,969 | 121,329 |
| 合計 | 8,547 | 138,651 | 17,513 | 859 | 5,396 | 2,969 | 173,937 |

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1運営費交付金債務

(単位:千円)

| 交付年度 | 期首残高 | 交付金 当期交付額 | 当期振替額 | | | 期末残高 |
|-------|--------|--------------|------------------|-----------|-----------|--------|
| | | | 運営費 交付金 収益 | 資本 剰余金 | 小計 | |
| 令和4年度 | 15,070 | - | 15,070 | - | 15,070 | - |
| 令和5年度 | 5,458 | - | - | - | - | 5,458 |
| 令和6年度 | - | 1,608,807 | 1,599,806 | - | 1,599,806 | 9,000 |
| 計 | 20,529 | 1,608,807 | 1,614,876 | - | 1,614,876 | 14,459 |

(12)-2運営費交付金収益

(単位:千円)

| 業務等区分 | 令和4年度 交付分 | 令和6年度 交付分 | 合計 |
|--------|--------------|--------------|-----------|
| 期間進行基準 | - | 1,446,618 | 1,446,618 |
| 費用進行基準 | 15,070 | 153,188 | 168,258 |
| 計 | 15,070 | 1,599,806 | 1,614,876 |

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1施設費の明細

(単位:千円)

| 区分 | 期首 残高 | 当期 交付額 | 左の会計処理内訳 | | | 期末 残高 | 摘要 |
|----------------|----------|-----------|----------|--------|-----|----------|----|
| | | | 資本剰余金 | 施設費収益 | その他 | | |
| 静岡県施設整備等事業費補助金 | - | 61,226 | 35,784 | 25,441 | - | - | |
| 計 | - | 61,226 | 35,784 | 25,441 | - | - | |

(13)-2補助金等の明細

(単位:千円)

| 名称 | 交付元 | 経費 の別 | 期首 残高 | 当期 交付額 | 当期振替額 | | | | | 期末 残高 | 摘要 |
|-------------------|-----------------------|----------|----------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------|-----|----------|----|
| | | | | | 長期繰延 補助金等 | 資本 剰余金 | 長期預り 補助金等 | 収益 | その他 | | |
| 指定年齢検診費用 助成金 | 静岡県 | 直接 経費 | - | 74 | - | - | - | 74 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 人間ドック費用 助成金 | 静岡県 | 直接 経費 | - | 79 | - | - | - | 79 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 成人病検診費用 助成金 | 静岡県 | 直接 経費 | - | 6 | - | - | - | 6 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 婦人科検診費用 助成金 | 静岡県 | 直接 経費 | - | 10 | - | - | - | 10 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 県立大学物価高 騰対策支援金 | 静岡県 | 直接 経費 | - | 5,700 | - | - | - | 5,700 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 健康管理事業 助成金 | 地方職員 共済組合 団体共済部 | 直接 経費 | - | 279 | - | - | - | 279 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 結核健康診断費 助成金 | 浜松市 | 直接 経費 | - | 341 | - | - | - | 341 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | | 直接 経費 | - | 6,490 | - | - | - | 6,490 | - | - | |
| | | 間接 経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 計 | - | 6,490 | - | - | - | 6,490 | - | - | |

(注)上表の収益計上額と損益計算書の補助金等収益の額との差異は、補助金で取得した固定資産の減価償却費計上にあたり、当該額を長期繰延補助金等から補助金収益に振り替えたものによります。その収益額は、172千円です。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

| 区分 | | 報酬又は給料等 | | 退職給付 | |
|----|-----|-----------|------|---------|------|
| | | 金額 | 支給人員 | 金額 | 支給人員 |
| 役員 | 常勤 | 29,491 | 2 | - | - |
| | 非常勤 | 1,729 | 4 | - | - |
| | 計 | 31,221 | 6 | - | - |
| 教員 | 常勤 | 857,567 | 93 | 91,896 | 9 |
| | 非常勤 | 63,210 | 120 | - | - |
| | 計 | 920,778 | 213 | 91,896 | 9 |
| 職員 | 常勤 | 436,106 | 80 | 12,974 | 3 |
| | 非常勤 | 4,808 | 4 | - | - |
| | 計 | 440,914 | 84 | 12,974 | 3 |
| 合計 | 常勤 | 1,323,165 | 175 | 104,870 | 12 |
| | 非常勤 | 69,748 | 128 | - | - |
| | 計 | 1,392,914 | 303 | 104,870 | 12 |

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

①役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程」に基づいています。

②退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2)教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

①教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学嘱託職員等就業規程」及び「静岡文化芸術大学特任教員に関する規程」に基づいています。

②退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員退職手当に関する細則」及び「静岡文化芸術大学特任教員の勤務条件等に関する取扱細則」に基づいています。

(注3)支給人員数は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の平均支給人員等によります。

(注4)本表の教職員(非常勤)欄には、臨時職員(補助事務員)の支給額(3,520千円)及び支給人数(294人)は含まれていません。

(注5)本表の支給額合計には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 教育経費 | | |
| 消耗品費 | 13,204 | |
| 消耗備品費 | 2,643 | |
| 備品費 | 10,042 | |
| 出版物費 | 543 | |
| 印刷製本費 | 4,871 | |
| 水道光熱費 | 49,497 | |
| 旅費交通費 | 2,236 | |
| 通信運搬費 | 2,489 | |
| 賃借料 | 3,661 | |
| 福利厚生費 | 834 | |
| 修繕費 | 13,242 | |
| 損害保険料 | 1,068 | |
| 広告宣伝費 | 52 | |
| 諸会費 | 466 | |
| 会議費 | 84 | |
| 報酬・委託・手数料 | 112,594 | |
| 奨学費 | 74,797 | |
| 減価償却費 | 4,358 | 296,689 |
| 研究経費 | | |
| 消耗品費 | 8,742 | |
| 消耗備品費 | 3,185 | |
| 備品費 | 5,224 | |
| 出版物費 | 2,519 | |
| 印刷製本費 | 3,926 | |
| 水道光熱費 | 9,035 | |
| 旅費交通費 | 12,660 | |
| 通信運搬費 | 1,440 | |
| 賃借料 | 179 | |
| 車両燃料費 | 31 | |
| 修繕費 | 1,895 | |
| 損害保険料 | 168 | |
| 諸会費 | 3,074 | |
| 報酬・委託・手数料 | 23,976 | |
| 減価償却費 | 131 | |
| 雑費 | 444 | 76,635 |
| 教育研究支援経費 | | |
| 消耗品費 | 43,916 | |
| 消耗備品費 | 30 | |
| 備品費 | 37,652 | |
| 出版物費 | 7,950 | |
| 印刷製本費 | 194 | |
| 水道光熱費 | 6,560 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 通信運搬費 | 2,794 | |
| 賃借料 | 207 | |
| 修繕費 | 1,157 | |
| 損害保険料 | 122 | |
| 報酬・委託・手数料 | 89,387 | |
| 図書除却費 | 20 | |
| 減価償却費 | 100,372 | 290,368 |
| 受託研究費 | | |
| 職員人件費 | | |
| 非常勤職員給与 | | |
| 給料 | 60 | |
| 消耗品費 | 111 | |
| 出版物費 | 11 | |
| 印刷製本費 | 31 | |
| 旅費交通費 | 316 | |
| 通信運搬費 | 1 | 532 |

| | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 共同研究費 | | | |
| 消耗品費 | | 14 | |
| 出版物費 | | 1 | |
| 印刷製本費 | | 0 | |
| 旅費交通費 | | 2 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 880 | 899 |
| 受託事業費等 | | | |
| 職員人件費 | | | |
| 非常勤職員給与 | | | |
| 給料 | | 1,240 | |
| 消耗品費 | | 1,567 | |
| 消耗備品費 | | 70 | |
| 備品費 | | 432 | |
| 出版物費 | | 249 | |
| 印刷製本費 | | 198 | |
| 旅費交通費 | | 231 | |
| 通信運搬費 | | 297 | |
| 諸会費 | | 8 | |
| 会議費 | | 10 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 3,999 | |
| 雑費 | | 8 | 8,314 |
| 役員人件費 | | | |
| 報酬 | | 22,947 | |
| 賞与 | | 8,274 | |
| 法定福利費 | | 1,548 | 32,770 |
| 教員人件費 | | | |
| 常勤教員給与 | | | |
| 給料 | 636,916 | | |
| 賞与 | 220,651 | | |
| 退職給付費用 | 91,896 | | |
| 法定福利費 | 148,930 | 1,098,394 | |
| 非常勤教員給与 | | | |
| 給料 | 63,210 | | |
| 法定福利費 | 158 | 63,369 | 1,161,763 |
| 職員人件費 | | | |
| 常勤職員給与 | | | |
| 給料 | 339,544 | | |
| 賞与 | 96,561 | | |
| 退職給付費用 | 12,974 | | |
| 法定福利費 | 74,625 | 523,706 | |
| 非常勤職員給与 | | | |
| 給料 | 8,328 | | |
| 法定福利費 | 542 | 8,871 | 532,578 |
| 一般管理費 | | | |
| 消耗品費 | | 11,192 | |
| 消耗備品費 | | 327 | |
| 出版物費 | | 669 | |
| 印刷製本費 | | 2,380 | |
| 水道光熱費 | | 46,977 | |
| 旅費交通費 | | 6,624 | |
| 通信運搬費 | | 1,908 | |
| 賃借料 | | 7,090 | |
| 車両燃料費 | | 388 | |
| 福利厚生費 | | 1,434 | |
| 修繕費 | | 23,821 | |
| 損害保険料 | | 2,806 | |
| 広告宣伝費 | | 4,972 | |
| 諸会費 | | 2,980 | |
| 会議費 | | 123 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 113,511 | |
| 租税公課 | | 4,399 | |
| 減価償却費 | | 3,181 | |
| 雑費 | | 9,493 | 244,284 |

(17) 寄附金の明細

(単位:千円、件)

| 区 分 | 当期受入額 | 件 数 | 摘 要 |
|-----|--------|-------|------------------------|
| 全 学 | 38,585 | 1,410 | うち、現物寄附 8,938千円、1,361件 |
| 合 計 | 38,585 | 1,410 | |

(18) 受託研究の明細

(単位:千円)

| 委託者 | 経費の別 | 期首残高 | 当期受入額 | 受託研究収益 | 期末残高 |
|------|------|------|-------|--------|------|
| 株式会社 | 直接経費 | - | 603 | 603 | - |
| | 間接経費 | - | 180 | 180 | - |
| 合 計 | 直接経費 | - | 603 | 603 | - |
| | 間接経費 | - | 180 | 180 | - |

(19) 共同研究の明細

(単位:千円)

| 共同研究契約 の相手方 | 経費の別 | 期首残高 | 当期受入額 | 共同研究収益 | 期末残高 |
|------------------|------|------|-------|--------|------|
| 地方公共団体 (設立団体) | 直接経費 | - | 899 | 899 | - |
| | 間接経費 | - | 99 | 99 | - |
| 合 計 | 直接経費 | - | 899 | 899 | - |
| | 間接経費 | - | 99 | 99 | - |

(20) 受託事業等の明細

(単位:千円)

| 委託者等 | 経費の別 | 期首残高 | 当期受入額 | 受託事業等収益 | 期末残高 |
|---------------------|------|------|-------|---------|------|
| 地方公共団体 (設立団体) | 直接経費 | - | 1,650 | 1,650 | - |
| | 間接経費 | - | 449 | 449 | - |
| 地方独立行政法人 等(設立団体) | 直接経費 | - | 1,245 | 1,245 | - |
| | 間接経費 | - | 311 | 311 | - |
| 地方公共団体等 (設立団体以外) | 直接経費 | - | 4,065 | 4,065 | - |
| | 間接経費 | - | 1,016 | 1,016 | - |
| 株式会社等 | 直接経費 | - | 1,000 | 1,000 | - |
| | 間接経費 | - | 300 | 300 | - |
| その他 | 直接経費 | - | 799 | 799 | - |
| | 間接経費 | - | 199 | 199 | - |
| 合 計 | 直接経費 | - | 8,761 | 8,761 | - |
| | 間接経費 | - | 2,276 | 2,276 | - |

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:千円、件)

| 種目 | 当期受入 | 件数 | 摘要 |
|---------------|-------------------|----|----|
| 学術研究助成基金助成金 | (26,889) 7,224 | 43 | |
| 基盤研究(B) | (8,940) 2,367 | 13 | |
| 基盤研究(C) | (11,000) 3,225 | 21 | |
| 若手研究 | (4,426) 1,020 | 4 | |
| 挑戦的研究(萌芽) | (120) 36 | 1 | |
| 挑戦的研究(開拓) | (120) 36 | 1 | |
| 国際共同研究加速基金(B) | (403) - | 1 | |
| 研究活動スタート支援 | (1,100) 330 | 1 | |
| 特別研究員奨励費 | (778) 210 | 1 | |
| 科学研究費補助金 | (2,190) 657 | 6 | |
| 基盤研究(A) | (650) 195 | 3 | |
| 基盤研究(B) | (1,540) 462 | 3 | |
| 合計 | (29,079) 7,881 | 49 | |

(注)当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|------|-----------|----|
| 現金 | 521 | |
| 普通預金 | 881,042 | |
| 定期預金 | 333,868 | |
| 計 | 1,215,431 | |

② 立替金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|---------------|--------|----|
| 共済費県負担分(事務費含) | 36,655 | |
| その他 | 988 | |
| 計 | 37,644 | |

③ 未収金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|--------------------------|--------|----|
| 静岡県施設整備等 事業費補助金 | 61,226 | |
| 受託研究 | 390 | |
| 共同研究 | 999 | |
| 受託事業 | 5,399 | |
| 食堂業者負担水光熱費 | 1,576 | |
| オペラコンクール実行委員会 人件費負担金等 | 628 | |
| その他 | 521 | |
| 計 | 70,740 | |

④ 未払金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|-------|---------|----|
| 固定資産 | 37,521 | |
| 業務費 | 113,180 | |
| 人件費 | 125,720 | |
| 一般管理費 | 44,500 | |
| その他 | 7,485 | |
| 計 | 328,408 | |

⑤ 前受金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|-------------|--------|----|
| 令和7年度授業料 | 86,750 | |
| 就職試験対策講座受講料 | 104 | |
| 計 | 86,854 | |

⑥ 預り金

(単位:千円)

| 区分 | 残高 | 摘要 |
|-------------------------|---------|----|
| 同窓会費 | 65,577 | |
| 後援会費 | 25,310 | |
| 静岡国際オペラコンクール 実行委員会経費 | 14,814 | |
| デザイン学部材料費 | 2,075 | |
| 減免等による納付済授業料等 | 778 | |
| 人件費 | 12,182 | |
| 奨学金 | 430 | |
| 傷害保険料 | 1,683 | |
| その他 | 5 | |
| 計 | 122,856 | |

公立大学法人静岡文化芸術大学

第3期中期計画

令和4年3月30日認可
令和7年3月28日変更認可

| | |
|---------------------------|----|
| 基本的な考え方 | 1 |
| 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織 | 3 |
| 1 中期計画の期間 | 3 |
| 2 教育研究上の基本組織 | 3 |
| 第2 教育研究等の質の向上に関する計画 | 3 |
| 1 教育 | 3 |
| (1) 育成する人材 | 3 |
| ア 学士課程 | 3 |
| イ 修士課程 | 3 |
| (2) 入学者受入れ | 3 |
| ア 入学者受入方針 | 3 |
| イ 高等学校との連携 | 4 |
| (3) 教育の内容 | 4 |
| ア 教育内容 | 4 |
| イ 成績評価 | 6 |
| (4) 教育の実施体制等 | 6 |
| ア 教員配置 | 6 |
| イ 教育環境の整備 | 6 |
| ウ 教育力の向上 | 6 |
| (5) 教育研究組織の見直し | 7 |
| (6) 学生への支援 | 7 |
| ア 学習・生活支援 | 7 |
| イ 自主的活動の支援 | 8 |
| (7) キャリア教育と進路支援 | 8 |
| (8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開 | 8 |
| 2 研究 | 8 |
| (1) 社会の発展に貢献する研究の推進 | 8 |
| (2) 研究実施体制 | 9 |
| (3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底 | 9 |
| ア 研究成果の評価及び改善 | 9 |
| イ 研究倫理 | 9 |
| 3 地域貢献 | 9 |
| (1) 地域社会との連携 | 9 |
| (2) 地域の自治体・企業との連携 | 9 |
| (3) 県との連携 | 10 |
| (4) 大学との連携 | 10 |
| (5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献 | 10 |
| 4 グローバル化 | 10 |
| (1) グローバル教育の推進 | 10 |
| (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ | 10 |
| (3) 海外の大学等との交流の強化 | 11 |
| 第3 法人の経営に関する計画 | 11 |
| 1 業務運営の改善 | 11 |

| | |
|--|----|
| (1) 組織が一体となった戦略的な業務運営 | 11 |
| (2) 人事の運営と人材育成 | 11 |
| ア 人事制度の運用と改善 | 11 |
| イ 職員の能力開発 | 11 |
| ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備 | 11 |
| (3) 事務等の生産性の向上 | 11 |
| (4) 法令遵守 | 12 |
| 2 財務内容の改善 | 12 |
| (1) 自己収入の確保 | 12 |
| (2) 予算の効率的かつ適正な執行 | 12 |
| (3) 経営の安定化に向けた全学的な取組 | 12 |
| 3 施設・設備の整備・活用等 | 12 |
| 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画 | 13 |
| 1 評価の活用 | 13 |
| 2 情報公開等の充実 | 13 |
| (1) 情報公開の推進 | 13 |
| (2) 広報の充実 | 13 |
| 第5 その他業務運営に関する計画 | 14 |
| 1 安全管理 | 14 |
| (1) 安全衛生管理体制の強化 | 14 |
| (2) 危機管理体制の強化 | 14 |
| 2 社会的責任 | 14 |
| (1) 人権の尊重 | 14 |
| (2) 持続可能な社会の実現 | 14 |
| 第6 その他の記載項目 | 15 |
| 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | 15 |
| 2 短期借入金の限度額 | 15 |
| (1) 限度額 | 15 |
| (2) 想定される理由 | 15 |
| 3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産の処分に関する計画 | 15 |
| 4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 | 15 |
| 5 剰余金の使途 | 15 |
| 6 県の規則で定める業務運営計画 | 15 |
| (1) 施設及び設備に関する計画 | 15 |
| (2) 人事に関する計画 | 15 |
| (3) 中期目標の期間を超える債務負担 | 15 |
| (4) 積立金の使途 | 15 |
| 別表（収容定員） | 16 |
| （別紙） | |
| 予算 令和4年度～令和9年度予算、【人件費の見積り】 | 17 |
| 収支計画 令和4年度～令和9年度収支計画 | 18 |
| 資金計画 令和4年度～令和9年度資金計画 | 19 |

公立大学法人静岡文化芸術大学第3期中期計画

<基本的な考え方>

静岡文化芸術大学は平成12年4月に公設民営方式の学校法人として設立され、平成22年4月に静岡県を設置者とする公立大学法人に移行した。第1期中期計画においては、キャリア支援体制の充実、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、外国語教育強化などを実施した。続く第2期中期計画においては、入試関係部門を強化するとともに、文化政策学部で学科横断型の「文明観光学コース」、デザイン学部で「匠」領域という新たな教育プログラムを設置した。また、英語・中国語教育センターを発展的に改組した多文化・多言語教育研究センターの設置を決定した。さらに、開学20周年を契機に、本学の将来像を「遠州学林構想—設置組織と施設を中心とする中間答申—」（静岡文化芸術大学将来構想検討委員会から公立大学法人静岡文化芸術大学理事長宛て、令和2年9月）として公表し、第3期中期目標期間初頭に答申を固めるべく、現在長期的視野から議論している。

1. 入学生の安定的確保

少子化と18歳人口減少の中で、本学の教育を受けるに相応しい学生を安定的に確保する。また、留学生、定住外国人学生、社会人を含む多様な入学生の受入れを促進する。そのために、第2期中期計画において設置された入学試験・高校大学連携センターが中心となって高等学校との関係強化を図りつつ、入試広報を充実させる。

2. 質の高い教育の維持

第1期及び第2期に引き続き、知と実践双方に力を入れる本学の特色を活かした質の高い教育を維持する。そのために、各組織の連携をより強化し、入学から卒業まで一貫した教育を推進するとともに、学習支援及びキャリア支援を充実させる。また、時代の要請に応えるよう学部・学科のあり方を見直し、必要に応じて教育課程の改正を行う。さらに、LMS（学習管理システム）の利用等により、ICTを活用した授業を実施する。併せて、学修者本位の教育を実現するため、FD活動による教育内容と教育力の向上を図るとともに、適切な成績評価基準の設定と各教員への浸透に努める。

3. 大学院教育の充実

大学院のあり方検討専門部会における検討結果に基づいて、学部教育との接続強化とともに、教育課程の見直し、自律的研究の充実を図る。また、文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成する。同時に、博士課程の設置申請の準備を進める。

4. 特色ある研究活動の推進

第2期中期目標期間中に策定した重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもと、両学部を融合させた研究を推進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の実現に向けて、研究の組織体制を整え、研究の推進と情報発信を強化する。科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金のさらなる獲得をめざし、教員への情報提供と意識啓発を図る。

5. 地域貢献の強化

地域の自治体・企業等との連携をさらに強化し、受託事業や共同研究の受入れ、政策形成への協力を推進する。特に、浜松・遠州地域の企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進する。また、「実践演習」など地域と連携した課題解決型の教育を通じて学生の地域志向を高める。同時に、フェアトレードやSDGsへの取組を通して、持続可能な地域社会の担い手の育成に努める。

6. 地域志向のグローバル教育

グローバルな視野と地域の視点を併せ持つ人材を育成するための教育を推進する。多文化・多言語教育研究センターを中心として、日本人学生と外国人留学生、定住外国人学生等による多文化間対話と交流を促進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成に向けて、外国人留学生・研究者との協働の場を設けつつ、文化とデザインにおける独自のグローバル教育を実施する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

| 大学 | 学部等 |
|----------|--------|
| 静岡文化芸術大学 | 文化政策学部 |
| | デザイン学部 |
| | 大学院 |

第2 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

(1) 育成する人材

ア 学士課程

[3ポリシーの一貫性]

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No.1】

イ 修士課程

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No.2】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | R7年度： ディプロマ・ポリシーに示された育成人材を踏まえた入試が実施され、カリキュラムが運用されているか、教学IR委員会で検証する。 R8年度： R7年度の検証結果をまとめ、学部・研究科で共有し、対応について協議する。 R9年度： R8年度の協議結果を踏まえ、県の定める中期目標と大学の方針の調整を行ったうえで、第4期中期計画における「育成する人材」に関する項目を策定する。 |
|------|---|

(2) 入学者受入れ

ア 入学者受入方針

[多様な学生の受入れ]

- ・ 外国人留学生、定住外国人、社会人、障害のある学生など、多様な学生の受入れを進め、本学で学ぶ意欲を持つ特長ある人材を安定的に確保する。【No.3】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 志願倍率（該当年度内に実施した学部一般選抜（前期・後期））：過去3年平均以上／毎年 |
|------|---|

- ・ 大学院においては、学内進学者を確保するとともに、社会人や外国人留学生の受入れを促進する具体的な取組を実施し、入学定員を充足させる。【No.4】

| | |
|------|--------------------------|
| 評価指標 | 大学院における入学定員の充足状況：100％／毎年 |
|------|--------------------------|

〔入試広報の充実〕

- ・ デジタル技術を活用して広報内容を充実させ、特色ある教育研究など本学の魅力を幅広い受験者層に効果的に広報する。【No.5】

〔入試関連組織の機能強化〕

- ・ 学内の連携を強化して、デジタル技術の活用による情報共有を進め、入試関連事業を改善する。【No.6】

〔入学試験の改善〕

- ・ 受験生の資質を多面的・総合的に評価するため、大学入学共通テストの利用法、個別選抜の方法、外部検定の活用法などを検討し、入学試験の内容を改善する。
- ・ 入学試験等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により受験生の資質評価法を検証する。【No.7】

イ 高等学校との連携

- ・ 意欲の高い学生を確保するため、高校への出張授業、高校教員向け授業見学・説明会、懇談会を通じて本学の魅力を伝え、高等学校との連携を強化する。【No.8】

(3) 教育の内容

ア 教育内容

- ・ 学生の主体的な課題発見・解決能力向上のため、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を充実させる。【No.9】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 全授業科目においてアクティブラーニングの手法を取り入れた授業の割合 R7年度：60% R8年度：65% R9年度：70% |
|------|---|

- ・ 教育のデジタル化を進め、授業の特性に応じて対面とオンラインを適切に組み合わせた最適な方法を用い、学修者本位の教育を行う。【No.10】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 全授業科目における LMS (SUAC manaba) の利用率 R7年度：40% R8年度：50% R9年度：60% |
|------|--|

- ・ 教育内容の質の向上を図るため、他大学との連携を強化し、単位交換や交換授業などの取組を検討する。【No.11】

(7) 学士課程

- ・ 削除 【No.12】
- ・ (両学部共通) 新カリキュラムの運用を開始し、学部間共通科目を展開することで、両学部の専門性を横断した幅広い教養と深い専門性をもった人材を育成する。【No.12-1】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | R7年度： 1年生への新カリキュラムの提供を開始。1年次配当科目について授業アンケート等により評価する。 |
|------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>R8 年度： 新カリキュラムを年次進行により 2 年生まで提供。全学科目区分のカリキュラムの妥当性について評価する。</p> <p>R9 年度： 各学科において、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などのバランスを考慮した履修モデルの作成を完了する。完成した履修モデルを活用し、学生に対する各学科の履修指導において、教育課程全体の構造を俯瞰し、体系的な履修を促す。また、各学科の履修モデルと学生の実際の履修状況を照合し、その結果をカリキュラムおよび学習成果の点検・評価に活用する。</p> |
|--|--|

- ・（文化政策学部）他学科が提供する科目群を学ぶことができるオプション・スタディーズを新設し、学生の多様な学びに対応する。また規程の単位を取得した学生には修了証を発行する。【No.12-2】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>R7 年度： 新カリキュラムが適用される新入学生に対して、ガイダンス等においてオプション・スタディーズの周知を行う。</p> <p>R8 年度： 学科ごとにオプション・スタディーズに関するガイダンス及び履修指導を実施し、2 年次後期に履修受付を行う。</p> <p>R9 年度： オプション・スタディーズの開講。また、履修状況や履修生の動向について確認・検証を行う。結果を踏まえ、制度の運用方法や、講義内容の見直しを行う。</p> |
|------|--|

- ・（デザイン学部）自己の専攻する分野の知識を深めつつ、従来のデザイン分野の枠を超えた横断的な素養を身につけ、各自の志向に応じた多分野の知識を複合的に学ぶために、新たな科目「専門横断演習」を開講することで、現代の社会課題に対応しうる人材を育成する。【No.12-3】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>R7 年度： 専門横断演習について、授業計画及び評価方法をワーキンググループで検討する。</p> <p>R8 年度： 専門横断演習について、ワーキンググループと担当教員でテーマを決定し、授業計画を策定する。</p> <p>R9 年度： 専門横断演習の開講、授業成果の学内外への発表を通じて、授業到達目標を検証する。検証結果を踏まえ、演習内容を改善・充実させる。</p> |
|------|---|

- ・ 令和元年度に再課程認定を受けた、教職課程の成果を検証する。【No.13】
- ・ 削除 【No.14】

(イ) 修士課程

- ・ 修了生の活動状況の検証等に基づく大学院の教育課程の見直し、デジタル技術の活用等による教育・研究の充実を図るとともに、学部教育との連続性を高める。【No.15】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>R7 年度： 修了生に対して調査を実施し、現在の仕事と本学での学びの関連性、本学のカリキュラム、修士論文や作品制作の指導、成績評価等についての意見を収集し、両研究科の強みや問題点を明らかにする。</p> <p>R8 年度： R7 年度の調査結果をもとに修士課程のカリキュラム、授業内容、成績評価方法の見直しを行う。</p> <p>R9 年度： R8 年度の活動内容を踏まえ、第 4 期中期計画期間における研究科の在り方について学内協議及び同計画案の策定を行う。</p> |
|------|---|

- ・ 「共同プロジェクト実践演習」などにより、両研究科にまたがる実践的教育を実施する。【No.16】
- ・ 文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成するとともに、博士課程の設置を検討する。【No.17】

イ 成績評価

[学士課程]

- ・ GPA、CAP 制が適正に運用されているかを検証し、必要に応じて迅速に改善する。【No.18】
- ・ アセスメント・ポリシーを策定し、3 ポリシーの適正な運用・検証に努める。【No.19】

[修士課程]

- ・ 両研究科の統合を見据えた成績評価の方法の明確化と評価基準の策定に取り組む。【No.20】

(4) 教育の実施体制等

ア 教員配置

- ・ 学部及び大学院の教育課程の改正に応じて適正な教員配置を進め、教育活動を一層充実させる。【No.21】
- ・ 学部、学科及び研究科を超えた複数教員による指導体制を強化するとともに、授業等において学外の人材を積極的に活用する。【No.22】

イ 教育環境の整備

- ・ 学生の主体的・能動的な学習を促進するため、ハード・ソフトの両面から教育環境を整備する。【No.23】

ウ 教育力の向上

(7) 教育力の向上

- ・ ファカルティ・ディベロップメント活動の充実、参加の促進により、教育・指導方法の向上を図る。【No.24】

| | |
|------|-------------------|
| 評価指標 | FD 研修参加率：75%以上／毎年 |
|------|-------------------|

- ・ 入試、教務・学生、キャリア支援に関わる各部署間の情報共有と連携の強化により、学生の希望の実現に向け、入学から卒業まで一貫した教育を行う。【No.25】

(イ) 教育活動の改善

- ・ 学生の意見をきめ細かく収集するため、授業評価の方法を改善し、学修成果を多面的に検証する。【No.26】
- ・ 外部試験の活用により、学生の学修成果を客観的に検証し、教育活動を改善する。【No.27】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 英語の学修成果（在籍期間中のTOEICスコア）： 800点以上を取得する学生数 26人以上 700点以上を取得する学生数 64人以上 600点以上を取得する学生数 167人以上／毎年 中国語の学修成果（年度毎のHSK取得）：3級以上を取得する学生数 42人以上／毎年 |
|------|---|

- ・ 卒業生に対する学修成果の調査を行い、結果を検証して、授業やキャリア支援に反映させる。【No.28】

(5) 教育研究組織の見直し

- ・ 学部と大学院の接続、「遠州学林構想（答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の設置を視野に入れて、社会情勢や地域のニーズに対応した教育研究組織の見直しを行う。【No.29】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | R7年度： 地域連携センター、文化・芸術研究センター、国際交流センターの事業及び機能の有機的な連携・協働の検証の方法について協議する。 R8年度： 上記3センターの機能統合・グローバルデザイン研究所（仮称）移行に向けた課題の整理を行う。 R9年度： グローバルデザイン研究所（仮称）移行に向けた計画を策定する。 |
|------|--|

(6) 学生への支援

ア 学習・生活支援

[学習支援]

- ・ 各学科が行っている担任制、チューター制などを通じて、個々の学生の学習支援を強化する。【No.30】
- ・ 現行のチュードレントアシスタント（学部生）の運用を改善し、新たにティーチングアシスタント（大学院生）を導入する。【No.31】

[多様な学生への支援]

- ・ ピアサポートや長期履修制度の積極的な活用を促し、障害のある学生への支援体制を強化するとともに、多様な学生への教職員及び学生の理解を促進する。【No.32】

[生活支援]

- ・ 学生生活実態調査等によって学生の諸問題を把握し、心身両面において必要な支援を行う。【No.33】

| | |
|------|---------------------|
| 評価指標 | 学生生活調査の回答率：60%以上/毎年 |
|------|---------------------|

- ・ 国の修学支援制度と本学の授業料減免制度を活用して、必要な学生へ行き届く経済支援を行う。【No.34】
- ・ 留学生SAやピアサポート、留学生ガイダンスの実施などにより、外国人留学生への支援を行う。【No.35】

| | |
|------|-------------------------|
| 評価指標 | 受入れ留学生ガイダンス実施回数：6回以上／毎年 |
|------|-------------------------|

イ 自主的活動の支援

- ・ 地域の社会活動に関する情報提供や、学内施設の貸出などにより、学生の自主的活動を支援する。【No.36】

(7) キャリア教育と進路支援

[キャリア関連組織の強化]

- ・ 学内の連携を強化して、情報共有を進め、キャリア教育と進路支援をさらに充実させる。【No.37】

[キャリアデザイン教育の充実]

- ・ 1年次からの教育、教養・専門教育においてキャリアへの意識啓発を促し、キャリアデザイン教育を強化する。【No.38】

[学生の特性に合わせた進路支援]

- ・ デザイン、文化団体など本学特有かつ就職情報が少ない分野について、ノウハウの蓄積及び情報提供を行う。【No.39】

[企業との連携]

- ・ 企業訪問により採用側のニーズ把握等を行い、得られた情報を学生に発信し、効率的な就職活動を促す。【No.40】
- ・ 地域の企業の魅力を学生に向けて発信し、理解促進を図る。【No.41】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 大学主催の就職支援事業の参加率：45%以上／毎年 就職率：100%／毎年 県内就職率：過去3年平均以上／毎年 |
|------|--|

(8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開

- ・ 同窓会との連携強化、卒業生と在学生との交流の機会提供により、卒業生の大学教育への参加・協力を促進する。【No.42】
- ・ 社会人聴講生制度や公開講座等を活用するとともに、社会人がより参加しやすい教育機会の提供方を検討し、リカレント教育を促進する。【No.43】

| | |
|------|-----------------------------------|
| 評価指標 | 社会人学生数（正規の学生及び科目等履修生）：過去3年平均以上／毎年 |
|------|-----------------------------------|

2 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

- ・ 重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもとに、両学部を融合させた研究や他大学と連携した研究を推進する。【No.44】

| | |
|------|-------------------------------|
| 評価指標 | 論文数、研究作品数（機関リポジトリ登録数）：対前年増／毎年 |
|------|-------------------------------|

- ・ 科学研究費補助金等の外部資金や学内研究費を活用して、学内及び他大学との共同研究を促進する。【No.45】
- ・ 地域の企業、自治体等との共同研究、受託研究、受託事業の受入れを推進するとともに、特色ある研究を強化し、その成果を地域に還元する。【No.46】

| | |
|------|---------------------------------|
| 評価指標 | 受託事業、受託研究、共同研究の受入件数：過去3年平均以上／毎年 |
|------|---------------------------------|

(2) 研究実施体制

- 「遠州学林構想（答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の設置を視野に入れた組織体制を整備する。【No.47】
- 科学研究費補助金等の外部資金への申請率を高め、申請・採択件数の増加を図る。【No.48】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 科学研究費補助金の教員の申請率：30％／第3期最終年度 外部資金（科研費等）の獲得件数：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年 外部資金（科研費等）の獲得金額：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年 |
|------|---|

(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底

ア 研究成果の評価及び改善

- 研究成果について、学外の意見や評価を反映させる方法を検討するなど、評価の仕組みを改善するとともに、積極的に情報発信する。【No.49】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 研究成果発表会（オンライン含む）の閲覧者数：過去3年平均以上／毎年 教員特別研究報告書に対する、審査委員によるフィードバック率：100％／毎年 |
|------|--|

- 新たにアーカイブズセンターを設置し、研究成果や資料の収集、整理、保管、利用管理を適切に行う。【No.50】

イ 研究倫理

- 研究倫理教育を徹底し、研究活動の不正行為に対する教員の意識向上を図る。【No.51】
- 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、コンプライアンス教育を徹底し、研究費の不正使用を防止する。【No.52】

3 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- 遠州地域の自治体、企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進し、地域産業のイノベーション創出や地域の活性化に寄与する。【No.53】
- 公開講座、公開工房等、地域の市民に向けた生涯学習の機会を提供する。【No.54】

| | |
|------|------------------------|
| 評価指標 | 公開講座等の参加者数：過去3年平均以上／毎年 |
|------|------------------------|

- 「実践演習」など、地域課題解決に取り組む教育を通じて学生の地域志向を高める。【No.55】

| | |
|------|------------------------|
| 評価指標 | 地域連携演習等取組者数：第2期平均以上／毎年 |
|------|------------------------|

- フェアトレード大学としての実践をはじめとするSDGsへの取組を通じて、地域社会に貢献するとともに、持続可能な社会の担い手を育成する。【No.56】

(2) 地域の自治体・企業との連携

- 研究成果の還元や地域での実践的な教育・活動を通して、地域の企業や団体、地域住民等との連携を強化する。【No.57】
- 自治体等の審議会・委員会への教員の参画を通して、政策形成や地域の人材育成を支援する。【No.58】

| | |
|------|-----------------------------------|
| 評価指標 | 自治体等の委員、講師、審査員等への就任件数：過去3年平均以上/毎年 |
|------|-----------------------------------|

(3) 県との連携

- 静岡県が実施する各種事業に協力するとともに、政策形成及び各種施策の推進を支援する。【No.59】

| | |
|------|---------------------------------|
| 評価指標 | 静岡県の実施する各種事業に協力した件数：過去3年平均以上/毎年 |
|------|---------------------------------|

(4) 大学との連携

- 教育研究及び大学運営の様々な問題について県立大学をはじめとする国内外の大学との連携を強化し、教育研究の質の向上に取り組む。【No.60】

| | |
|------|------------------------------|
| 評価指標 | 大学間での単位互換制度を利用した学生数：10名以上/毎年 |
|------|------------------------------|

- ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じた大学間連携をさらに推進する。【No.61】

(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献

- 異なる言語や文化的背景を持つ人々、障害者や性的マイノリティなど、様々な人々がともに学ぶことのできる環境づくりに努める。【No.62】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 国際交流センターを中心とした、共生社会の実現につながる、学内外に開かれた交流事業の実施：年2回以上 |
|------|---|

4 グローバル化

(1) グローバル教育の推進

- 国際交流センターを中心に、地域の特性を生かした多文化間の対話・交流を通して、全学的なグローバル教育を推進する。【No.63】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | R7年度： 留学から帰国した本学学生と海外からの留学生の交流活動を各学期に実施する。地域の特性を生かしたグローバル教育を推進するため、国際交流センターと地域連携センター等の協働事業案を策定する。 |
| | R8年度： R7年度に活動に加え、複数のセンターが協働し、グローバル教育を推進する事業を実施する。 |
| | R9年度： R8年度に実施した事業の結果を検証した上で、第4期中期計画を見据えた全学的なグローバル教育推進体制を整備する。 |

- 「遠州学林構想（答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成を視野に入れて、外国人留学生・研究者や地域で暮らす外国人等との交流を深める。【No.64】

(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ

- 本学独自の制度と各種の奨学金を活用して、派遣及び受入れ留学生、語学研修参加者への経済的支援を行う。【No.65】
- 海外インターンシップの拡充等により、留学や研修の機会を増やすとともに、日本語学習支援や生活支援等の受入体制の充実により、外国人留学生を積極的に受け入れる。【No.66】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 受入れ留学生数：40人／毎年 派遣留学生数：長期留学22人／毎年 短期留学50人／毎年（語学研修含む） |
|------|---|

（３）海外の大学等との交流の強化

- デジタル技術の活用も含め、協定校等との共同研究、シンポジウム、ワークショップ、研究者間の交流を促進する。【No.67】

| | |
|------|------------------------------|
| 評価指標 | 海外の教育研究機関等との共同事業の実施：第3期累計20件 |
|------|------------------------------|

第3 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

（１）組織が一体となった戦略的な業務運営

- 理事長兼学長のガバナンス機能の強化を図り、迅速な意思決定のもと、サービスの受け手の満足度向上を目指して業務運営の改善に取り組む。【No.68】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 役員会・経営審議会において、学外委員から出た法人経営に関する意見への対応または回答する率：100％／毎年 |
|------|--|

- 各種委員会や会議での意見交換等、開かれた議論を通じて、役員、教員及び事務職員が、大学の方針に係る共通認識を持ち、連携して業務を遂行する。【No.69】
- 当中期目標期間初頭に「遠州学林構想」の答申を固め、以後その具体化を推進する。【No.70】

（２）人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- 教職員のインセンティブ向上のため、活動評価制度の検証と公平性・透明性を増すための改善を継続する。
- プロパー職員の計画的な採用とともに、業務の特性に応じた、多様な人材の雇用と適材適所の配置を進める。【No.71】

イ 職員の能力開発

- 外部研修、学内研修及びOJT等の計画的なSD活動及び法人運営の中核となるプロパー職員の登用を見据えた人材育成に取り組む。
- 他大学との人事交流や共同研修による人材育成を進める。【No.72】

ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備

- 全ての教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、職場及び家庭において充実した活動が出来るよう、育児から介護まで、ライフステージを踏まえた職場環境・体制の整備を進める。
- 組織を活性化するため、多様な人材の活用及び登用を行う。【No.73】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 職員（出産した本人を除く）の育児休業等取得率：60％／毎年 育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者：第3期累計30人以上 職員の有給休暇取得日数：10日以上／毎年 |
|------|--|

（３）事務等の生産性の向上

- 戦略的な大学運営の基礎となる各種情報を整理し提供するIR機能の整備、アウトソーシングやIT化による事務の効率化を進める。【No.74】

| | |
|------|------------------------|
| 評価指標 | 時間外勤務時間数（総時間数）：対前年減／毎年 |
|------|------------------------|

- ・ 業務のスクラップ&ビルドを行い、教育・研究組織及び事務局組織の効率的な連携を踏まえた組織改革を進める。【No.75】

(4) 法令遵守

- ・ 教職員を対象としたコンプライアンス研修等を継続して実施し、法令遵守意識の徹底を図る。【No.76】

| | |
|------|-----------------------------|
| 評価指標 | 教職員向けのコンプライアンス研修受講率：100％／毎年 |
|------|-----------------------------|

- ・ 監事、会計監査人、監査室職員による情報共有により監査の合理化と監査機能の向上を図るとともに、監査結果を大学運営に的確に反映させる。
- ・ 公認会計士等専門家の支援の下、適正な内部監査の実施と監査知識の蓄積を進める。【No.77】

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・ 外部研究資金の幅広い情報収集及び獲得、共同研究・受託事業等の拡大により自己収入の増加を図る。【No.78】
- ・ 寄付金の使途や成果を積極的に広報し、寄付の勧奨を戦略的に行い、静岡文化芸術大学基金の充実を図る。【No.79】

| | |
|------|----------------------------|
| 評価指標 | 静岡文化芸術大学基金の寄附金額：300万円以上／毎年 |
|------|----------------------------|

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 学内ニーズに的確に対応する効果的な予算編成を行う。
- ・ 教職員・学生のコスト意識の向上を図るとともに、適正な執行管理による経費節約を進める。【No.80-1】

| | |
|------|------------------------------------|
| 評価指標 | 管理的経費の効率化：一般管理費（義務的経費除く）第2期平均以下／毎年 |
|------|------------------------------------|

(3) 経営の安定化に向けた全学的な取組

- ・ 予算編成案を決定する「予算会議」を中心に、大学経営の安定化に向けた全学的な取組を推進する。【No.80-2】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | R7年度： 経営状況を分析し、本学の財務構造の在り方について見直しを実施する。 |
| | R8年度： R7年度の見直しを踏まえた改善施策を立案し、実行する。 |
| | R9年度： R7年度、R8年度の取組結果を踏まえた上で、第4期中期計画を策定する。 |

3 施設・設備の整備・活用等

- ・ 静岡県公共施設等総合管理計画に基づき、施設・設備の劣化診断、定期点検を確実に実施し、計画的に修繕・更新を行い、長寿命化を図る。

- ・ 修繕・更新に当たっては、防災・防犯・防疫に対応するとともに、ユニバーサルデザインやデジタル化の推進、省エネルギー及び景観など環境に配慮する。【No.81】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | R7 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新 |
| | R8 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断の実施 |
| | R9 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断を元に次期更新計画を策定 |

- ・ 「遠州学林構想（答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）、滞在对話型交流拠点等の形成に向けた検討を進める。【No.82】

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の活用

- ・ 適正なガバナンスの確保のため、定期的な自己点検評価を継続実施し、法定の外部評価の結果とともに、業務改善に的確に反映する。【No.83】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | R7 年度： 令和4年受審の認証評価結果における意見への対応（100%実施） |
| | R8 年度： 自己点検評価委員会にて、R10年度の認証評価受審のための点検ポートフォリオ作成計画策定 |
| | R9 年度： R10年度の認証評価のための点検ポートフォリオ作成、学内決定 |
| | R7～9年度共通： （年度計画策定・年度評価廃止に伴い）自己点検評価委員会において、外部委員とともに中期計画の進捗及び評価指標達成状況の確認を行う。 |

2 情報公開等の充実

（1）情報公開の推進

- ・ 教育研究を始めとする諸活動の最新情報を適切な媒体で広く公開するとともに、積極的な情報公開を行う。【No.84】

| | |
|------|------------------------------------|
| 評価指標 | 「SUAC 理解・基礎データ集」を更新・大学 HP へ掲載／毎年実施 |
|------|------------------------------------|

（2）広報の充実

- ・ 知名度向上と本学が求める学生の確保に向けて、媒体の性質及び訴求対象を踏まえた戦略的な広報を国内外に向けて行う。
- ・ 教職員の自学に関する理解を促進し、教職員一人ひとりが様々な機会に応じて全学的な広報を行う。【No.85】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 市記者クラブへの情報提供（プレスリリース）の件数： 33 件以上／毎年 公式 SNS（X）のポスト投稿件数： 300 件以上／毎年 |
|------|--|

第5 その他業務運営に関する計画

1 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の強化

- 学生及び教職員の安全確保と健康保持のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理を適正に実施する。【No.86】

| | |
|------|-----------------------------|
| 評価指標 | 学生定期健康診断受診率：第2期中期目標期間の水準を確保 |
|------|-----------------------------|

- 学生及び教職員が機械器具を安全に利用できるよう、講習等による指導を徹底する。【No.87】

| | |
|------|------------------|
| 評価指標 | 工房機械講習会の実施：2回／毎年 |
|------|------------------|

(2) 危機管理体制の強化

- 災害・事故・事件等の緊急事態に適切に対応するため、感染症等の新たな要素も想定に入れて、防災訓練の実施、防災マニュアルの見直し、保安全管理体制の見直し等、危機管理体制の充実を図る。【No.88】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 防災訓練の実施：1回／毎年 多様なテーマに関する教職員や学生向けの啓発動画の作成・発信： 新規動画1本以上／毎年 |
|------|--|

- 浜松市や関係機関等との連携をとり、防災・防犯・防疫対策の充実を図るとともに、学生が、学内外において安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。【No.89】
- 法人が保有する個人情報などを適正に管理するとともに、電子データの漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策を強化する。【No.90】

| | |
|------|-------------------------------------|
| 評価指標 | 教職員向けの「情報セキュリティ等に関する研修」の参加率：100％／毎年 |
|------|-------------------------------------|

2 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ハラスメント防止指針に基づき、効果的な啓発指導や研修を行い、学生・教職員の人権意識の向上や、相談体制の充実強化を図り、本学におけるハラスメントの根絶を目指す。
- ハラスメント事案が発生した場合には、迅速に被害者救済を行うとともに、修学・就労環境の改善等の措置を行う。【No.91】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | ハラスメント事案新規発生件数（ハラスメント調査委員会での認定件数）ゼロ／毎年 教職員対象ハラスメント防止研修の受講率：100％／毎年 |
|------|---|

(2) 持続可能な社会の実現

- SDGsの実現に向け、大学の業務運営、教職員や学生の生活の両面で多様な取組を推進し、取組の状況や成果を広く社会に発信する。【No.92】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | フェアトレード大学やSDGsに関する取組(学外への発信)件数:過去3年平均以上/毎年 |
|------|--|

第6 その他の記載項目

1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| 令和4年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |
| 令和5年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |
| 令和6年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |
| 令和7年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |
| 令和8年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |
| 令和9年度 | 学士課程 | 文化政策学部 | 840人 |
| | | デザイン学部 | 440人 |
| | 修士課程 | 文化政策研究科 | 20人 |
| | | デザイン研究科 | 20人 |

予算

令和4年度～令和9年度予算

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 9,399 |
| 施設整備費補助金 | 553 |
| 自己収入 | 5,660 |
| 授業料収入及び入学金検定料収入 | 5,417 |
| 雑収入 | 243 |
| 受託研究等収入及び寄附金収入等 | 159 |
| 補助金等収入 | 2 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 繰越金等取崩収入 | 224 |
| 計 | 15,997 |
| 支出 | |
| 業務費 | 15,095 |
| 教育研究経費 | 10,294 |
| 一般管理費 | 4,801 |
| 施設整備費 | 757 |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 145 |
| 長期借入金償還金 | 0 |
| 計 | 15,997 |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

金額については、見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額9,652百万円を支給する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

収支計画

令和4年度～令和9年度収支計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | 15,883 |
| 経常費用 | 15,883 |
| 業務費 | 14,085 |
| 教育研究経費 | 3,900 |
| 受託研究等経費 | 145 |
| 人件費 | 10,040 |
| 一般管理費 | 1,612 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 186 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収益の部 | 15,659 |
| 経常利益 | 15,659 |
| 運営費交付金 | 9,399 |
| 授業料収益 | 4,318 |
| 入学料収益 | 620 |
| 検定料等収益 | 179 |
| 受託研究等収益 | 126 |
| 寄付金収益 | 33 |
| 補助金収益 | 2 |
| 施設費収益 | 553 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 243 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 180 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 |
| 資産見返寄附金戻入 | 6 |
| 純利益 | △224 |
| 繰越金等取崩 | 224 |
| 総利益 | 0 |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

資金計画

令和4年度～令和9年度資金計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|--------|
| 資金支出 | 15,997 |
| 業務活動による支出 | 15,158 |
| 投資活動による支出 | 300 |
| 財務活動による支出 | 539 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 15,997 |
| 業務活動による収入 | 15,220 |
| 運営費交付金による収入 | 9,399 |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 5,417 |
| 受託研究等収入 | 126 |
| 寄附金収入 | 33 |
| 補助金収入 | 2 |
| その他の収入 | 243 |
| 投資活動による収入 | 553 |
| 施設費による収入 | 553 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期目標期間からの繰越金 | 224 |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

2 令和7年度予算

収 支 計 画

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき県が報告する「県が出資又は債務を負担している法人の経営状況報告書」より引用

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日(単位:千円)

| 費 用 の 部 | | 収 益 の 部 | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 経 常 費 用 | 2,866,659 | 経 常 収 益 | 2,734,719 |
| 業 務 費 | 2,588,191 | 運 営 費 交 付 金 | 1,666,170 |
| 教 育 研 究 経 費 | 875,822 | 授 業 料 収 益 | 766,703 |
| 受 託 研 究 等 経 費 | 29,300 | 入 学 金 収 益 | 96,923 |
| 人 件 費 | 1,683,069 | 検 定 料 等 収 益 | 27,451 |
| 一 般 管 理 費 | 248,468 | 受 託 研 究 等 収 益 | 21,000 |
| 減 価 償 却 費 | 30,000 | 補 助 金 収 益 | 5,383 |
| | | 寄 附 金 収 益 | 28,646 |
| | | 施 設 費 収 益 | 78,394 |
| | | 雑 益 | 44,049 |
| | | 繰 越 金 等 取 崩 | 131,940 |
| 合 計 | 2,866,659 | 合 計 | 2,866,659 |